

1回目の加盟国協議に諮られているISPM案

# ISPM 案「植物検疫措置のための 品目基準」

## 本基準に関する基本情報

### 取り巻く状況

- 近年、IPPC加盟国間で安全な貿易を促進するため、個別の品目毎の基準を策定すべきとの議論が行われてきた。
- 2019年のIPPC総会において、個別の品目基準作成のためのコンセプトとなる基準の策定を進めることについて合意がなされた。

### 基準策定の目的

- 品目基準の利用に関するガイダンスを提供する。
- 本基準の付属書として提示される個別の品目基準は、安全な貿易を促進するための植物検疫輸入要件の策定を支援する。

### 本基準の概要

- 品目基準の原則、品目基準の利用目的、品目基準の構成、病害虫、植物検疫措置のオプション、措置のクライテリア等



## これまでの経緯

---

- 2018年4月 IPPC総会(CPM)で品目基準の作成要否を議論
- 2019年4月 CPMで品目基準案の作成を承認
- 2019年6月 品目基準のフォーカスグループが品目基準案を作成
- 2019年11月 基準委員会が品目基準案を承認
- 2020年6月 CPM理事会が加盟国協議実施を承認
- 2020年7-9月 1回目加盟国協議



## 本基準に関する基本情報

---

### 基準案の構成

対象

原則

1 品目基準利用の目的

2 品目基準の内容

(対象品目の説明、病害虫、植物検疫措置のオプション、参考文献)

3 法令順守の確認

4 品目基準の措置のクライテリア

5 措置の信頼性

6 付属書の公表

7 見直し及び再評価



## 対象

---

- 本基準は植物検疫措置のための品目基準の目的、利用、内容及び公表に関するガイダンスを提供する。
- 本基準は全体にかかるコンセプト基準であり、本基準の付属書となる個別の品目基準において、品目に関連する病害虫や検疫措置のオプションを特定する。
- （品目に寄生しない）汚染有害動植物の混入や品目の用途外使用は本基準及び付属書で考慮する対象に含まない。



## 原則

---

- 品目基準の原則は以下のとおり。
  - 国家主権は影響を受けない。
  - IPPC及びSPS協定上の加盟国の国際的な義務は影響を受けない。
  - 輸入国に追加的な義務を負わせるものではない。
  - 用途外への転用を含まない。
  - 病害虫の規制は病害虫リスクアナリシス（PRA）に基づく技術的正当性や、利用可能な科学的情報の検討及び評価により行われる。
  - 品目基準は、加盟国に植物検疫措置のオプションを提供する。これらのオプションは包括的なものではなく、技術的正当性があれば他の措置も行われる場合があり、品目基準への追加を提案する場合もある。

# 1 品目基準の目的と利用

- 品目基準の目的は安全な貿易を円滑化する植物検疫輸入要件の作成を支援すること。
- 植物検疫輸入要件を作成するときに考慮し、PRAにおける措置の評価や市場アクセス交渉にも有用。
- 植物検疫輸入要件は国家主権や国際義務や市場アクセスの議論を尊重し、輸入国が設定。
- 品目基準は輸出入両国に利点がある。（例：途上国支援、市場アクセス交渉の円滑化、安全な貿易の促進、リソースの効率的な利用等）
- 以下の場合、品目基準は作成されない。
  - 利用可能で効果的な植物検疫措置がない場合
  - 既存のISPMで十分なガイダンスが示されている場合
  - 品目がIPPCの対象として規制されるべきでない場合



## 2 品目基準の内容

---

- 品目基準は以下の構成とすべき。
  - 対象
  - 品目の説明
  - 病害虫
  - 植物検疫措置のオプション
  - 参考文献





## 2 品目基準の内容

---

### 2.1 対象

- 品目基準では品目およびその用途、一連の病害虫及びそれに対する植物検疫措置を特定する。

### 2.2 品目及びその用途の説明

- 品目及びその用途を明示する。用途により病害虫リスクが異なることに留意する（ISPM32「品目の病害虫リスクに合わせた分類」を考慮）



## 2 品目基準の内容

---

### 2.3 病害虫

- 本項目は品目に寄生する病害虫リストを提供。病害虫として含めるかどうかのクライテリアは、PRAや他の技術的正当性の利用可能性、及び少なくとも一カ国以上の加盟国が規制していること。
- ある病害虫が品目基準に含まれていること自体が規制を行う技術的正当性を提供するわけではない。輸入国が規制対象の病害虫とするかはPRA、又は、科学的な情報の検討・評価に基づく。
- その植物種に寄生するが、貿易する品目には寄生しないことが知られている病害虫に関する情報も含む場合がある。（例：マンゴウ苗に寄生するが、果実には寄生しないことが知られている病害虫）



## 2 品目基準の内容

---

### 2.4 植物検疫措置のオプション

- 既存のISPMや貿易に用いられている検疫措置を含む検疫措置のオプションを提供する。検疫措置は単独の場合も組み合わせる場合もあり、輸入前のいずれかの段階で実施される。
- 植物検疫措置のリストは包括的ではなく各国に検討の選択肢を与えるものである。
- 措置については対象となる病害虫、措置の利用法を明示する。

### 2.5 参考文献

- 病害虫及び措置に関する情報は参考文献を示す。



## 3 適合の確認

---

- いくつかのISPMにおいて植物検疫規則に適合しているかの確認に関する情報を提供している。

ISPM7「輸出証明システム」

ISPM12「植物検疫証明書」

ISPM13「不適合及び緊急行動の通報のための指針」

ISPM18「植物検疫措置としての放射線照射の利用の要件」

ISPM20「植物検疫輸入規制制度の指針」

## 4 品目基準の措置のクライテリア

- 少なくとも1カ国以上が採用している場合に、ある措置を品目基準に加えるか検討される。以下のクライテリアの一つ以上を満たす場合には、追加することが更に支持される。
  - 貿易で用いられており、措置が効果的である
  - 国内で用いられており、その措置が効果的である
  - 実験結果において、その措置が効果的である
  - PRAやその他の検討・評価により措置が効果的である
  - その病害虫や品目が関係する採択済みのISPMがある
  - その病害虫や品目が関係する地域基準がある
- 品目基準に加える措置を検討する際は、措置の実行可能性も考慮すべき。

## 5 措置の信頼度

- 措置は「品目基準のための技術パネル」により評価され、措置の信頼度に応じて高、中、低の三段階に分類し、それぞれの分類に説明を付す。
- 措置の分類は、以下に基づく。
  - ISPMや地域基準にある措置
  - 加盟国で利用されている措置
  - PRAに含まれる措置の数
  - 措置の利用年数・利用実績
  - 措置の対象となる品目の貿易量
  - 措置に関する分析結果の量・質
  - 措置を採用する国の数と多様さ
- 信頼度は措置を支持する分析結果の厳密さや根拠情報の多さにも左右される。



## 6 付属書の公表

---

- IPPC総会で個別の品目基準が採択されれば、それぞれIPP（IPPCウェブサイト）に本基準の付属書として掲載する。
- 適当な場合、品目基準は他のISPMの付属書として掲載することもできる。



## 7 見直し及び再評価

---

- 加盟国は、病害虫リストや検疫措置のオプションに影響を与える新たな情報があれば、IPPC事務局に提出すべき。
- 「品目基準のための技術パネル」がそのデータを確認し、必要があれば基準設定手続きに従ってリストを改正する。